

平成27年第1回定例会

特別委員会報告書

広域行政・行財政改革特別委員会

大分県議会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 行財政改革の取組について	2
1 行財政高度化指針の進捗状況について	2
2 公社等外郭団体の経営状況について	7
3 新県有財産利活用推進計画【改訂版】について	1 1
4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について	1 1
5 県外事務調査について	1 2
II 広域的な観光・産業振興策について	1 3
1 広域観光への取組について	1 3
2 県外事務調査について	1 6
III アジアとの交流促進について	1 7
1 海外戦略の改定について	1 7
IV 九州の自立に向けた交通体系の整備について	2 0
1 県外事務調査について	2 0
V 旧町村部や小規模集落などの振興策について	2 3
1 小規模集落対策について	2 3
【提 言】	2 6
【終わりに】	3 3
【委員会の活動状況】	3 4

【はじめに】

本委員会は、地域のことは地域自らで決めるという地方分権の動きの中で、今後の広域行政や行財政改革のあり方等を調査・検証することを目的として、平成23年第2回定例会において設置された。

平成25年第1回定例会において、本県における持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組や、国の出先機関の受け皿として期待された「九州広域行政機構」など、地方分権を巡る広域行政の取組等の調査結果について、中間報告を行うとともに、調査期限を平成27年3月末まで延長し、次に掲げる7つの付託事件について調査を行ってきた。

- 1 九州各県議会議長会の九州・沖縄未来創造会議での議論について
- 2 九州広域行政機構（仮称）のあり方について
- 3 広域的な観光・産業振興策について
- 4 アジアとの交流促進について
- 5 九州の自立に向けた交通体系の整備について
- 6 大分県における行財政改革の推進について
- 7 旧町村部や小規模集落などの振興策について

本委員会では、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の最終年度である、平成27年度を目前に控え、その掲げる目標達成に向けた政策の実現を下支えする「行財政高度化指針」の取組を着実に推進するとともに、東九州自動車道等の高速交通網の整備や経済社会生活圏が広域化し、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応するには、県や市町村の行政区域を超えた広域的な連携や県と市町村が連携した取組を推進し、効率的に行政運営を行う必要があると考え、本県における行財政改革の取組、広域的な観光振興策、海外戦略、小規模集落対策等について、関係部局長から説明を聴取するとともに、参考事例を現地調査するなどして鋭意調査・研究を進めてきた。

以下、付託事件の調査及び結果の概要について報告するものである。

【調査の概要】

I 行財政改革の取組について

1 行財政高度化指針の進捗状況について

大分県では平成16年に「行財政改革プラン」、平成21年に「中期行財政運営ビジョン」を策定し行財政改革に取り組んできた。

平成23年度に「中期行財政運営ビジョン」の取組期間が終了したが、日本社会の成熟化・複雑化に伴い、個人の価値観や生き方も大きく変化しており、県民ニーズの多様化・高度化が進んでいる状況の中、限られた行政資源を最大限に活用し、県民中心の県政を展開するため、県民への行政サービスの高度化、行政体としての大分県庁の高度化に取り組む必要があることから、平成24年3月に新たな指針として「大分県行財政高度化指針」を策定し、引き続き行財政改革に取り組むこととした。

行政の質の向上と行革実践力の発揮を主眼とする新たな行財政運営の指針として策定された「大分県行財政高度化指針」は、持続可能な行財政基盤を構築することはもとより、県民の行政参加の促進や県民対応の迅速化、多様な主体との連携などにより、県民への行政サービスの高度化を図るとともに、真に県民が求める政策を企画立案・実行する政策県庁の実現や職員の能力向上、情勢急変の折りには機動的に対応できる筋肉質で無駄のない行財政体制の整備など、行政体としての大分県庁の高度化を目指すものである。

「行財政高度化指針」では、取組の3本柱として、「県民中心の県政運営の実現」、「持続可能な行財政基盤の確立」、「多様な主体とのパートナーシップの構築」を掲げている。計画期間は、「安心・活力・発展プラン2005」に掲げる政策の実現を下支えするものであることから、プラン2005の期間と連動し、平成27年度までの4年間としている。

知事を本部長とする行財政改革本部による内部的な進行管理とともに、民間有識者を委員とする行財政改革推進委員会を通じて外部的な進行管理もあわせて行っている。

○ 主な取組（平成24～25年度）

（1）県民中心の県政運営の実現

（ア）政策県庁の構築

①現場主義の徹底

- ・豪雨災害からの復旧・復興に向け、大分県水害対策会議を設置（24年7月）し、復旧・復興推進計画を策定（24年8月）
- ・被災市町（中津市、日田市、玖珠町、竹田市）において対策会議を開催するとともに、全庁を挙げて復旧・復興に取り組む（24～25年度）
- ・地域（現場）の多種多様な県民ニーズや課題を地方機関と本庁で的確に情報共有し、現場の実情に即した解決策の実行に繋げていくため、地域課題対応枠予算を創設（25年度7課題・8事業（15百万円））

（イ）県民の行政参画の促進

①積極的・効果的な県政情報発信

- ・様々な広報媒体を積極的に活用し、効果的な県政情報の発信を進めるため、新たにツイッターによる情報発信、ラジオ新番組「大分県しらしんけんこたえるけん」の放送を開始（24年度）
- ・大分県の地域ブランド力をアップさせるため、「日本一のおんせん県おおいたの味も満載」をキャッチコピーとした、特設ウェブサイトの開設、福岡・関西エリアでの集中的なPRを実施（25年度）

（ウ）透明性の高い県政運営

①県民サービスの向上

- ・子育ての不安や悩みへの相談を受ける「いつでも子育てほっとライン」の夜間の相談体制を拡充（24年度）
- ・ニートやひきこもり、就労等社会的自立に困難な悩みを抱える青少年及びその家族が安心して相談できるよう、3か所に点在していた「青少年自立支援センター」、「児童アフターケアセンターおおいた」、「おおいた地域若者サポートステーション」を1か所に集約し、相談窓口をワンストップ化した「おおいた青少年総合相談所」の設置を決定（平成26年6月開設）

（エ）職員の能力向上・意識改革

①職員の能力向上

- ・若手職員から段階的に政策形成能力を身につけるため、採用2年目研修に政策形成基礎講座を新設、中堅職員までの研修において政策形成特別講座を体系化（24年度）
- ・県民ニーズの多様化・高度化とともに、組織、職員構成及び人材育成上様々な課題が生じていることから、「大分県人材育成方針」を改定（25年度）

- ・キャリア開発プログラムを導入し、職員がキャリア形成意識を持ち、自らの能力開発に取り組み、組織としてその能力を発揮させ活かしていく仕組みづくりを行うことを、新たな内容として追加（25年度）

（２）持続可能な行財政基盤の確立

（ア）財政基盤の強化

①歳入の確保

- ・取り崩し可能となった介護保険財政安定化基金の事業充当（9億円）や基金運用効率の改善、国庫補助金や交付税算入率が高い地方債等の有利な財源の確保、ネーミングライツの導入拡大（3施設：約1億円）、広報誌等への広告掲載（約350万円）（24年度）
- ・県庁舎エレベータ内壁への広告掲載（108千円）、一般企業・団体からの寄付金を街路照明灯の維持管理費用等に活用する「おおいた灯りのサポーター事業」の構築（1灯当たり3年間で6万円寄付）（25年度）

②歳出の削減

- ・予算執行段階における経費の見直し（約43億円）、団体への補助金の見直し（56団体：約6百万円削減）、公債費の抑制と利子負担軽減（約56百万円削減）、職員住宅等建設償還金の繰上償還（後年度利払い約4.3億円削減）（24年度）
- ・自主財源の確保や、予算執行段階における歳入歳出を含めたあらゆる経費の見直し（73億円）、団体への負担金の見直し（48団体：約15百万円削減）、公債費の抑制（複数の金融機関からの見積もり合わせ実施等による利子負担軽減（約1.1億円））（25年度）

（イ）組織機構の効率化

①効率的な組織体制の確立

- ・自然災害を対象とした災害対策本部体制を、より効率的な体制へ見直し、危機管理体制を強化（24年6月、25年2月）
- ・観光振興と地域政策を機動的・効率的に推進するため、企画振興部に「観光・地域局」を設置（24年4月）
- ・危機管理体制と防災対策を強化するため、「防災対策室」を設置するとともに、振興局に地域防災監を配置（25年4月）
- ・災害時においても適正な業務執行が図られるよう「大分県業務継続計画（BCP）」を策定（25年10月）

(ウ) 財産の有効活用

①県有財産の活用

- ・未利用地や未利用職員住宅等の売却（約2億4千万円）、未利用地や庁舎等の空きスペースの貸付け（約1億4千万円）（24年度）
- ・「新県有財産利活用推進計画」を平成25年11月に改訂し、平成25年度の歳入確保目標額を上方修正（223百万円→310百万円）

(3) 多様な主体とのパートナーシップの構築

(ア) 民間等との協働

①NPO・企業との協働

- ・大分県版市民ファンド「めじろん共創応援基金」を創設（25年1月）
- ・コンビニエンスストア等との包括協定による地域協働事業や量販店との協働による県産品の販路開拓事業を実施（24年度）
- ・食育が進まなかった青・壮年層に対し、社員食堂を活用して食育意識・知識を高めるための取組として、三和酒類株式会社の社員食堂をモデルに、ヘルシーメニューの開発提供や、選ばれるレシピ集を開発（25年度）

②減災社会に向けた協働

- ・自主防災組織活性化のための防災士養成研修を開催し、2,770人の防災士を養成（24年度）

(イ) 市町村との連携

- ・県と市町村が協力して効果的に人材育成を進めるとともに、職員間のネットワークづくりを促進するため、県と市町村の合同研修施設「大分県自治人材育成センター」を設置（25年度）
- ・普通交付税の合併算定替終了に対応するため、県と合併市で研究会を立ち上げ、合併市特有の財政需要について調査・研究を実施（24年度）
- ・研究結果を基に、国に対し、合併市の実態を適切に反映した地方交付税の算定について要望するとともに、消防費や清掃費などの財政需要についても引き続き調査・研究を実施（25年度）
- ・要望の結果、国は26年度から5年程度で算定を見直し、支所経費については先行的に26年度から見直しを行うとの方向性を表明（25年度）

(ウ) 県を越えた広域連携

①他県との連携推進

- ・東日本大震災の復旧・復興のため、宮城県及び福島県に土木技術職員等延べ12名を派遣（24年度）
- ・当県の豪雨災害の復旧・復興のため、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島 の4県から土木技術職員等計8名を受け入れ（24年度）

(4) 財政状況について

(ア) 歳入歳出決算額 (一般会計)

(単位：百万円)

	歳入決算額A	歳出決算額B	歳入歳出差引 (A-B) C	翌年度へ繰越 すべき財源D	実質収支 (C-D) E
24年度	584,208	569,501	14,707	12,328	2,379
25年度	611,761	596,579	15,182	12,727	2,455

(イ) 財政調整用基金残高の推移[各年度末]

(単位：億円)

年度	行革 プラン	中期行財政運営ビジョン				行財政高度化指針			
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
試算額(A)	△1,455	119	△64	△213	415	385	358	323	
目標額	0	246	167	35	27年度末 300				
実績(B)	358	350	417	455	434	443	(431)	(380)	
B-A	1,813	231	481	668	19	58	(73)	(57)	

※H26～H27の実績欄の()は見通し額

※26年度以降は27年度一般会計当初予算案(3月補正反映後)による。

(ウ) 県債残高 (一般会計) の推移[各年度末]

(単位：億円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県債残高	9,973	10,237	10,380	10,418	10,617	10,574	10,497	10,332
うち臨財債除き	8,260	8,154	7,837	7,572	7,492	7,150	6,837	6,507

※26年度以降は27年度一般会計当初予算案(3月補正反映後)による。

2 公社等外郭団体の経営状況について

平成16年からの「行財政改革プラン」において、県の出資比率が2分の1以上など特に県の関与が大きい団体を対象に、所管部局等による指導監督、県関与のあり方の見直しを行い、団体の統廃合や県からの人的、財政的支援の削減などの成果を上げてきた。

特例民法法人は、平成25年11月までに公益法人制度改革への対応も必要となることから、平成21年からの「中期行財政運営ビジョン」において、改めて公社等外郭団体における県の関与のあり方などを見直すこととし、平成21年9月に「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」を策定した。対象団体を、国所管法人等を除く県が出資する全ての団体等に拡大するとともに、団体の運営指導、県の人的・財政的関与等、指導監督のあり方全般について規定している。

この指針に基づき、団体の統廃合等の取組を進めてきたが、平成22年度の包括外部監査及び行財政改革特別委員会からの意見・提言などを踏まえて、団体のあり方や出資の必要性も含めた県関与のあり方等の検証を行い、今後3年程度を見越した各団体ごとの見直し方針を策定した。

また、地方自治法施行令の改正を受けて、平成24年7月には、「大分県知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を制定し調査等の対象となる法人の範囲を拡大したことにより、議会の監視機能の向上が図られるとともに、県の指導監督の責任が明確化されるなど制度面が補完された。

県では、団体の設立目的と活動実態が乖離していないか、効率的かつ機動的な運営が行われているか、県の関与が形骸化していないか、指導監督が行き届いているかなどに着目し、各所管部局が適切な進捗管理をすることを通じて、指導監督の強化を図ることとしている。

○公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況

(1) 団体数の推移

	H24当初	H24末	H25末	増減	備 考
指定団体	31	30	31	0	(財) 大分県公園協会 (H25. 4. 1解散) (公財) 大分県自治人材育成センター 出資増による「その他の出資団体」→「指定団体」の増
その他団体	21	19	18	▲3	大分バス(株) (H24. 11出資引揚げ) (有) 大分県酪農振興公社 (H24. 12出資引揚げ) (公財) 大分県自治人材育成センター 出資増による「その他の出資団体」→「指定団体」の減
計	52	49	49	▲3	

(2) 経営状況 (25年度決算状況)

(ア) 当期純利益 (当期正味財産増減額) の状況

区分	指定団体	その他団体	合計	備 考
プラス (前年度)	18 (15)	12 (13)	30 (28)	大分航空ターミナル(株)、(公財) 大分県地域保健支援センター、(公財) 大分県ハイパーネットワーク社会研究所、(公財) 大分県総合雇用推進協会、(一財) 大分県主要農作物改善協会など
マイナス (前年度)	12 (14)	6 (6)	18 (20)	(公財) 大分県芸術文化スポーツ財団、(社福) 大分県社会福祉協議会、(公財) 大分県産業創造機構、(公社) 大分県漁業公社、周防灘フェリー(株)、(公財) 大分県交通安全協会など

※±0円の団体あり ((一財) 大分県中小企業会館)

(イ) 純資産 (正味財産) の状況

区分	指定団体	その他団体	合計	備 考
プラス (前年度)	31 (30)	14 (15)	45 (45)	(公財) 大分県自治人材育成センター、(公社) ツーリズムおおいた、(公財) 大分県生活衛生営業指導センター、大分県漁業信用基金協会、大分県信用保証協会など
マイナス (前年度)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	(株) サングリーン宇佐、(株) 大分フットボールクラブ、九州乳業(株)、周防灘フェリー(株)

(3) 人的関与の状況

(ア) 県職員の派遣状況

	H24. 7. 1	H25. 7. 1	H26. 7. 1	増減	備 考
指定団体	2 5	2 6	4 0	1 5	(公財) 大分県自治人材育成センター (+ 7) (公財) 大分県芸術文化スポーツ振興財団 (+ 8) (公財) 大分県農業農村振興公社 (+ 2) (公財) 大分県産業創造機構 (▲ 1) (公財) 大分県建設技術センター (▲ 1)
その他団体	3	3	2	▲ 1	(旧：一財) 市町村職員研修センター (▲ 1)
計	2 8	2 9	4 2	1 4	

(イ) 県職員の役員就任の状況

	H24. 7. 1	H25. 7. 1	H26. 7. 1	増減	備 考
指定団体	3 5	2 8	3 0	▲ 5	(公財) 大分県臓器移植医療協会 (▲ 1) (公財) 大分県地域保健支援センター (▲ 1) (一財) 大分県中小企業会館 (▲ 1) (財) 大分県公園協会 (▲ 4) (団体の解散による廃止) (公財) 大分県自治人材育成センター (+ 3) (一財) 大分県主要農作物改善協会 (▲ 1)
その他団体	1 6	1 6	1 5	▲ 1	(旧：一財) 市町村職員研修センター (▲ 1)
計	5 1	4 4	4 5	▲ 6	

(ウ) 役員就任のあり方の見直し

指定団体のより実務的な関与への見直しを行う

(公財) 大分県臓器移植医療協会……非常勤理事 福祉保健部長、健康対策課長→部長廃止 (▲ 1)

(公財) 大分県地域保健支援センター…非常勤理事 福祉保健部長、健康対策課長→部長廃止 (▲ 1)

(一財) 大分県中小企業会館……非常勤理事 商工労働部長→廃止 (▲ 1)

(公財) ハイパーネットワーク社会研究所…非常勤理事 副知事→情報政策課長

大分県漁業公社……非常勤理事 農林水産部長→農林水産部審議監

(公財) 大分県建設技術センター……非常勤理事 土木建築部審議監→建設政策課長

大分県土地開発公社……非常勤理事 土木建築部長→土木建築部審議監

大分県住宅供給公社……非常勤理事 土木建築部長→土木建築部審議監

(社福) 大分県社会福祉協議会……非常勤理事 福祉保健部長→福祉保健部審議監

(4) 財政的関与の状況

(ア) 委託料

(単位：千円)

	H 2 4 年度	H 2 5 年度	増減
指定団体	2, 263, 524	3, 037, 858	774, 334
その他団体	87, 742	85, 682	▲2, 060
計	2, 351, 266	3, 123, 540	772, 274

(主な増要因)

(公財) 大分県芸術文化スポーツ振興財団：県立美術館の指定管理開始	186, 455
大分県土地改良事業団体連合会：震災ため池一斉点検事業等の増	255, 346
大分県土地開発公社：国道 2 1 2 号（日田拡幅）用地取得業務委託の増	340, 934

(イ) 補助金・交付金・負担金

(単位：千円)

	H 2 4 年度	H 2 5 年度	増減
指定団体	1, 288, 656	1, 691, 782	403, 126
その他団体	339, 372	314, 757	▲24, 615
計	1, 628, 028	2, 006, 539	378, 511

(主な増要因)

(公財) 大分県自治人材育成センター新研修施設整備に係る県分負担金	456, 742
-----------------------------------	----------

(5) 公益法人制度改革への対応状況

	団体数	うち対象外 (株式会社等)	移行済み	解散
指定団体	3 1	1 1	2 0	0
その他団体	1 8	1 2	6	0
計	4 9	2 3	2 6	0

※公社等外郭団体のうち、すべての特例民法法人が新法人へ移行

(6) 今後の取組

各団体ごとの経営状況の的確な把握と見直し方針の適正な進捗管理を実施

- ①各団体ごとの経営状況及び見直し方針の進捗状況については、議会及び行財政改革推進委員会への報告に加えて、県庁HPにより、広く県民にも公表
- ②経営悪化が見込まれる団体についてのモニタリングを徹底

3 新県有財産利活用推進計画【改訂版】について

県有財産の利活用を推進することによる歳入確保を図り、「安心・活力・発展プラン2005」の実行を財政経営面から下支えし、行財政基盤の確立に寄与することを目的に、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として策定され、平成24年度までの4年間の歳入確保額が、公用・公共用に活用したものを除くと、目標額の87.1%となるなど、財産の利活用を進めてきた。

上位計画である「安心・活力・発展プラン2005」や「大分県行財政高度化指針」が平成27年度を計画最終年度としていることから、平成27年度まで計画期間を延長し、さらなる県有財産の利活用を推進するため平成25年11月に改訂を行った。延長に伴い、歳入確保目標額も現行計画から12億8千7百万円引き上げ、46億5千2百万円とした。

本県では、行財政改革を推進する中、高等学校の再編整備や地方振興局の再編などにより、未利用財産が増加しており、その利活用が課題となっている。未利用財産については、まずは、公用・公共用を目的とした活用を優先したうえで、更に未利用となる財産のうち、売却が最も有効な歳入確保策となる財産については、積極的に売却に取り組むとともに、地価の動向等を勘案し、個々の財産の特性に応じた中長期の貸付けも行う、その他、庁舎内空きスペースなどを活用した貸付けの拡大や庁舎施設等の計画的保全、維持管理費の最適化にも取り組む。

なお、計画の進行管理については、毎年度、PDCAサイクルを着実に回していくこととしている。

4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

平成24年12月に山梨県の中央自動車道笹子トンネルで崩落事故が発生し、本県においても、平成25年10月に津久見市の下浦トンネルの一部崩落事故が発生した。こうした、トンネルや橋梁などのインフラ施設をはじめ、高度成長期などに建設された公共建築物などの老朽化が進み、その老朽化対策は国家的な課題となっている。

本県では、これまでもインフラ施設を中心にアセットマネジメントに取り組んできたが、庁舎などの建築物も多数保有しており、昭和37年度建設の県庁舎本館をはじめ、高度経済成長期などに集中的に整備され、築後30年以上経過した施設が既に全体の45%を占めるなど、さらなる老朽化の進行が懸念される。加えて、バブル期以降に建設された施設においても、計画的な維持、修

繕が必要となってくることから、厳しい財政状況や人口減少などの状況を踏まえ、中・長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要がある。

一方で国は、平成25年11月に公共施設の維持管理等の基本指針となるインフラ長寿命化基本計画を決定し、各省庁が所管施設の維持管理、更新等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにした行動計画と個別施設ごとに方針を定めた個別施設計画を策定することとしている。国の示す対策では、対症療法的な管理ではなく、予防保全型の維持管理を推進するとともに、施設の耐用年数の延長を図り、トータルコストの縮減、予算の平準化を目指すこととされている。平成26年4月には、総務大臣から都道府県、市町村あてに、国に準じた取組を行うように要請があった。

県では、こうした国の動きを踏まえて、管理の基本的な考え方、将来の保全費用の見込みなどを盛り込んだ大分県公共施設等総合管理指針を策定する方針である。また、総合管理指針の下には、建築物やインフラについて、それぞれの個別施設計画を策定する。平成26年度末までに指針の素案を策定し、平成27年度には策定済みの個別施設計画の内容を踏まえた上で、指針を取りまとめ、以後、個別施設計画の進捗に応じて改訂していくこととなる。

今後は、中・長期的な視点に立った老朽化対策を推進するため、公共施設等総合管理指針、個別施設計画を策定し、着実に実施することにより公共施設等の長寿命化と財政負担の軽減、平準化を目指すこととしている。

5 県外事務調査について

本県の事務の参考とするため、静岡県が取り組む行財政改革事例について調査を以下のとおり実施した。

(1) 静岡県議会

静岡県では、総合計画における、基本理念として掲げる富国・有徳の理想郷「ふじのくに”づくり」の実現に向け、県全体の行財政運営の効率化・最適化に努め、地域の自立を促し連携により支える公助としての行財政経営を推進するため、平成26年度から新たな「静岡県行財政改革大綱」の策定を進めていた。

また、平成23年度から「ふじのくに士民協働事業仕分け」などの県民参加型の行政評価を実施することで、財源捻出効果が得られるとともに、説明責任や県民視点といった職員の意識醸成が図られた。

II 広域的な観光・産業振興策について

1 広域観光への取組について

○九州観光推進機構

(1) 九州観光推進機構の設立

平成15年10月に「九州はひとつ」という理念のもとに、官民一体となって九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいくため組織された、「九州地域戦略会議」の中で、九州観光戦略の策定を決議した。平成16年10月には、各自治体がそれぞれに取り組んでいる観光客誘致活動を効果的かつ強力に推進するため、九州戦略会議内に観光戦略委員会を設置し「第1期九州観光戦略」（平成17年～平成25年）を策定した。平成17年4月には、九州各県及び経済団体、民間企業からの資金・人材等の提供を受け、その九州観光戦略を実施するうえでの実行組織として、「九州観光推進機構」を設立した。

その後、「第2期九州観光戦略」を受けて組織ガバナンスを強化するため、平成26年4月に一般社団法人に移行し、予算・要員の配置を今後の成長が期待できる海外の誘客部門に傾注した。

(2) 第1期九州観光戦略

第1期九州観光戦略では、平成19年度までを第1次、それから平成22年度までを第2次、平成25年度までを第3次と3年ごとに戦略の見直しを行ってきた。その間、情報の窓口を九州観光推進機構に一本化したことにより、九州の観光の窓口としての意識が醸成され、ボランティアガイドの育成強化と組織化が実現した。

第1期九州観光戦略での主な事業成果は以下のとおりである。

(ア) 九州アジア観光アイランド総合特区ガイド

平成25年6月に、九州各県及び福岡市との共同申請により、九州アジア観光アイランド総合特区の認定を受け、地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）育成事業に取り組むこととなった。このことより、通訳案内士の資格がなくても、九州観光推進機構と九州各県、福岡市が共同で実施している育成研修を受講して、口述試験に合格すれば、九州内で中国語または韓国語の観光通訳ガイドを有償で行うことができる。加えて、平成26年6月には、タイ語が認定された。

(イ) 統一トレッキングブランド「九州オルレ」の立ち上げ

統一トレッキングブランド「九州オルレ」を立ち上げ、平成23年度から平成26年度の間、全15コースが認定された。オルレとは、「通りから

家に通じる狭い路地」と言う意味で、ウォーキングコースとして名付けられ、韓国の済州島から始まった。オルレの魅力は、海岸や民家、山などの自然を身近に感じ、自分なりにゆっくりコースを楽しむところにあると言われる。県内にも、豊後大野市の朝地駅から竹田市の岡城に向かう「奥豊後コース」と、九重町の九重“夢”大吊橋から長者原に向かう「九重・やまなみコース」、志高湖から神楽女湖、由布川峡谷を周遊する「別府コース」の3コースが認定された。「九州オルレ」は、韓国からの団体ツアーだけでなく、国内の観光バスツアーにも利用されるなど、観光客の増加に貢献している。

(3) 第2期九州観光戦略

九州観光推進機構では、第1期九州観光戦略「はじめて九州が一体で観光に取り組んだ10年」の成果を踏まえ、平成25年5月に第2期九州観光戦略を策定し、今後の10年を「交流人口を拡大し、経済・雇用を活性化するため、観光産業を九州の基幹産業としていく10年」と位置づけ、特に訪日インバウンドを飛躍的に拡大していくことを目標に掲げている。

九州観光推進機構では、訪日外国人の伸びを期待し、九州の観光消費額を平成22年の2.1兆円から平成28年には、2.5兆円、平成35年には3.5兆円とすることを目標としている。県は、九州観光推進機構との役割分担により、より効率的で効果的な取組を展開していく方針である。

第2期観光戦略の第1次アクションプランにおける戦略骨子は以下のとおりである。

戦略1 九州ブランドイメージ

- ①九州がはっきりと思い浮かぶイメージづくり
- ②SNS・webサイト等ITを活用した様々なチャンネルを通じた国別イメージの浸透策



平成26年6月に九州の統一イメージを「ONSEN」とし、ロゴマークも決定された。キャッチコピーは、「Relax & Rejoice ONSEN ISLAND KYUSHU JAPAN」で、温泉をはじめ、食や自然等、九州の様々な魅力を体験することで、リラックスして喜びを感じていただきたいという思いを表現したものである。

戦略2 観光インフラの整備

①ハード・ソフトのインフラ整備実現に向けた活動

- ・LCC誘致、CIQ迅速化

②規制緩和・制度改定

- ・ビザの要件の緩和、特区ガイド

③観光人材育成・ホスピタリティの強化

- ・地域観光ボランティア

④各地の観光資源の魅力向上

- ・景観づくり、6次産業化

戦略3 九州への来訪促進

①海外インバウンド誘客

- ・国別・都市別・マーケット別

②国内誘客

- ・マーケット別、テーマ別

③国内・海外誘客共通

- ・対象市場の明確化、市場把握・分析及び戦略構築、運輸、旅行事業者等との協力、広報戦略確立、メディア活用

戦略4 来訪者の滞在・消費促進

①広域観光ルートの周遊環境整備

- ・特区ガイド、二次交通

②通過型から宿泊・滞在型へ

- ・地域イベント・夜のイベントの商品化、ナイトメニューの開発

○東九州自動車道関連観光振興対策

東九州自動車道は、平成26年度中に一部区間を除き開通する予定である。開通により、北九州－大分間は、約40分の時間短縮、大分－宮崎間は、約1時間20分の大幅な時間短縮となり、隣県の宮崎県のみならず、山口県も3時間圏内となる。鹿児島県や広島県からのアクセスも大幅に改善される。

東九州の広域的な観光推進の観点から、大分、宮崎両県とそれぞれの観光団体からなる東九州観光推進協議会が平成25年11月に設立され、両県の魅力的な観光素材やモデルルートを盛り込んだ観光パンフレットの作成や誘客キャンペーンに取り組むこととしている。また、大分県及び宮崎県を周遊エリアとした、発着エリアごとにお得な上限料金を設定し、周遊エリア内の高速道路が

一定期間内乗り放題となる「周遊型割引キャンペーン(大分宮崎ドライブパス)」を実施し、乗用車や指定のレンタカー、フェリーを利用した観光客の拡大を図る取組など、東九州自動車道開通のチャンスを最大限活かすべく様々な取組を実施している。

2 県外事務調査について

本県の事務の参考とするため、他県の県域を越えた広域的な観光施策事例等について、調査を以下のとおり実施した。

(1) 中部広域観光推進協議会

愛知万博への来客を今後につなげていくため、経済団体や観光団体、中部9県と3政令市などで平成17年10月に設立された。

観光客のニーズに適応した観光施策を進めるとともに、観光客の行動範囲の拡大に対応した広域観光を展開するため、中部広域観光推進協議会が策定した

「中部の観光ビジョン」、事業方針に基づき事業を進めている。能登半島を龍頭にみため、中部北陸9県を「昇龍道」として、知名度向上のため官民挙げたプロジェクトを開始している。

(2) 愛媛県議会

愛媛県では、平成22年4月に「えひめお接待の心観光振興条例」が議員提案で制定され、条例に基づいて「観光振興基本計画」が策定された。計画では、広域連携を促進することが定められており、四国4県と民間企業で組織する四国ツーリズム創造機構が官民一体となり、誘客の戦略を実施している。

平成25年4月には、瀬戸内海国立公園指定80周年を迎えるにあたり、瀬戸内を共有する7県で、一体的に観光等のプロモーションを行う、「瀬戸内ブランド推進連合」という新たな組織が設立された。そのパイロットとも言える事業が「瀬戸内しまのわ2014」であり、半年にわたって様々なイベントを実施している。平成26年10月には、そのフィナーレを飾るイベントとして、日本最大級のサイクリング大会である「サイクリングしまなみ」が瀬戸内海のしまなみ海道を共用している高速道路を6時間閉鎖して開催された。

Ⅲ アジアとの交流促進について

1 海外戦略の改定について

大分県海外戦略が平成23年5月に策定された以後、歴史的な円高や福島第一原発による放射能漏えい事故、日中関係の悪化など戦略を進める環境として厳しい状況が続いた。この間、ものづくり産業では団体間交流を通じた台湾や韓国とビジネス交流がはじまり、梨や乾しいたけ、木材、養殖ブリなどの県産品の取引が拡大し、台湾、香港、ASEAN諸国からの観光客が大幅に増加するなどの一定の成果があった。

一方で、新たな課題として、グローバル人材の育成や、県内のサービス産業における海外展開、県産食品の輸出拡大、増加する訪日観光客の受入態勢の整備などが浮き彫りになり、その対応が必要となった。また、国の日本再興戦略による海外展開の強化やASEAN諸国との経済関係の深化を踏まえ、現戦略の「アジアの活力を取り込みつつ共に発展する」という方向性及び5本の戦略の柱は継続しつつ、その一部を見直し、計画期間を県長期総合計画にあわせて平成27年度まで2年間延長した。

○主な改定のポイント

これまでの取り組みを通じ、県産品輸出をはじめ、分野別に有効と思われる国・地域が従来の重点国・地域に限らず広がってきたことから、重点国を包括的に捉える考え方を改め、新たに分野ごとにターゲットとする国や地域を定めて取り組む。新たなターゲットは、高い経済成長に伴い、富裕層や中間層人口の増加が見込まれるASEAN諸国やEU、北米である。ASEAN諸国に対しては、日田梨や甘しょといった農産物や養殖ブリ、酒類、調味料などの加工品を、EUに対しては、乾しいたけや養殖ブリを、北米に対しては、養殖ブリや竹工芸品を輸出先のターゲットとして定めた。

各戦略ごとの改正のポイントは以下のとおりである。

(1) 戦略1 アジアの活力を取り込む

(ア) グローバルなものづくり産業の拠点づくりと海外展開支援

アジアと連携した半導体産業の展開では、台湾や韓国の企業、団体との覚書を締結し、連携して販路拡大や部品調達に取り組むとともに、台湾の企業団体と共同して人口13億人の巨大な中国市場への展開を目指す。

東九州メディカルバレー構想等医療産業の推進では、すぐれた医療技術や機器の海外展開を推進するため、タイの病院などに日本式透析システムの普及促進を図るとともに、リハビリ用ロボットスーツを活用した機能回復訓練を目的とするHALFITツーリズムにより、アジアの富裕層の誘客に取り組む。

(イ) サービス産業の海外展開支援

和食がユネスコの無形文化遺産に登録され、わが国の飲食、小売りなどのサービス産業の海外展開が進む中、ジェトロ等と連携したミッションの派遣、商談会の開催、見本市への出展などを通じてサービス産業の海外展開を推進する。

(ウ) 農林水産物の輸出強化

グローバル化に対応した農林水産業を振興するため、H A C C Pの認定や食肉処理施設の整備により、国際衛生基準への対応や乾しいたけの有機J A S認証取得により、安全・安心のアピールに努める。

オール九州での商談会など、九州各県が連携して販路拡大に努める。

(エ) 加工品・工芸品の輸出強化

中国や香港、シンガポールをはじめとするA S E A N諸国において、現地情報を豊富に持つ海外企業と連携し販路拡大に努める。

(オ) 国際観光の振興

インバウンド対策の強化として、「日本一のおんせん県おおいた」による本県の情報発信とともに、韓国、台湾、タイ、香港など、ターゲットとする国・地域のニーズに応じた誘客を重点的に展開する。

国際会議や大規模なイベントといったM I C Eについては、行政や観光関係者で組織する大分県M I C E誘致推進協議会を通じた情報収集や誘致活動を展開する。

(2) 戦略2 アジアの人材を取り込む

(ア) 留学生に対する支援とその能力の活用

中国、韓国、台湾、タイなどの留学生が母国向けに大分をP RするC Mを作成して、本県の魅力を広く海外に情報発信する。

留学生と地元企業とのマッチングにより、留学生の県内就職に向けた取組を強化する。

(イ) 留学生の受入促進

平成12年の立命館アジア太平洋大学の開学以来、留学生数は伸びてきたが、平成22年をピークに減少に転じていることから、本県での留学生生活の魅力や優位性をアピールするためのパンフレットを作成し、留学生募集説明会などで活用する。

(3) 戦略3 芸術文化・スポーツ・国際交流の促進

(ア) 芸術文化交流の促進

県立美術館の開館に合わせて、県立総合文化センターと連携した芸術文化ゾーンを中心とした海外との芸術文化の交流を促進する。

(イ) スポーツの交流

2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける参加国の事前キャンプ等の誘致に向けた情報収集に取り組む。

(ウ) 国東半島・宇佐地域の世界農業遺産を通じた国際交流

本県を訪れる外国人観光客に情報発信するとともに、海外プロモーションや商談会などで地域の食材や食文化のPRに取り組む。

(エ) UNESCO、FAO等の国際機関との連携

国際機関との連携による登録や認定に向けた活動に取り組むとともに、地域のアイデンティティの醸成や情報発信などを通じた地域活性化に取り組む。

(4) 戦略4 国際人材の育成

(ア) 世界に通用する青少年の育成

大分県グローバル人材育成推進会議において、世界に通用する人材を育成する上での教育の現状や課題、今後の取組等について、協議・検討を行い、教育委員会で具体的な取組を策定し、効果的に事業を構築していく。

(イ) 県内企業の国際人材の育成

県内企業の海外展開を人材育成の面から支援するため、立命館アジア太平洋大学の研修プログラムの期間を短縮し、費用の一部を助成する。

(5) 戦略5 インフラの整備

(ア) 外国人観光客に対するおもてなしの向上

大分県インバウンド推進連絡会を中心として受入態勢の検討や宿泊施設等に対してWi-Fi環境整備を働きかける。

中国語や韓国語のガイド不足に対応するため、留学生を活用した特区ガイドの育成を行う。

(イ) 観光案内などの多言語化促進

外国人に分かりやすくするために、道路標識をローマ字から英語表記に変更したり、英語の表現を統一するなど多言語表記を推進する。

(ウ) 公共交通機関（バス、JR）等の利便性向上

本県を訪れる外国人観光客の大部分が福岡県を経由することから、福岡空港国際線から本県への直通バスの増便や高速道路料金のインバウンド向け割引の働きかけなどを行う。

IV 九州の自立に向けた交通体系の整備について

1 県外事務調査について

東九州自動車道の開通による九州を循環する高速道路ネットワーク完成後の交通体系のあり方の参考とするため、他県の先進事例等の調査を以下のとおり実施した。

(1) 茨城県議会

(ア) 高速道路開通と観光振興について

茨城県の入込客数は大分県の倍であるが、観光消費額は同等である。東京が近いために日帰り客が多く、9割方が自家用車利用である。北関東道の開通で、群馬県からの観光客が増えている。また、開通を機に栃木と群馬で観光キャンペーンを実施している。

観光振興における広域連携として、茨城空港の開港を機に北関東3県で広域観光推進協議会を、また、北関東磐越5県で観光振興協議会を結成して観光客の誘客を実施している。群馬と栃木、茨城ではターゲットが異なるため、茨城県と栃木県の2県でも観光振興協議会を設立している。今後圏央道が全線開通すれば、成田空港からの誘客を促進する計画である。

(イ) 高速道路の整備を生かした沿線地域の活性化について

北関東自動車道沿線8市町などで「いばらき北関沿線地域活性化協議会」を設立して、インターネットでの情報発信や空港や高速道路のSAなどの集客施設での地域PRなどを実施し、また、茨城、栃木、群馬による3県の「北関東広域連携推進協議会」や「北関東三県広域観光推進協議会」では韓国や台湾の旅行業者の招聘や商談会などを実施している。

圏央道沿線地域の活性化に向けては、「茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会」を設立し、企業立地促進法に基づく産業集積の形成・活性化に関する基本計画を策定、推進し、交流拡大に関する方策の検討・実施を行っている。産業の活性化と働く場の創出による定住人口の確保、交流人口の拡大を図っていくため、さらなる県・市町村間の連携を推進し、情報発信と受け皿づくりに取り組むこととしている。

(2) 愛媛県議会

(ア) 四国新幹線について

四国には新幹線がなく、幹線となっている在来線については単線区間が多く、また、曲線も多いため鉄道の線形改良には多額の費用がかかるが、JR四国の経営基盤は脆弱であり、鉄道的高速化が四国の課題となっている。

四国の新幹線計画は、大阪から大分までの四国新幹線と、岡山から高知までの四国横断新幹線の2つがあるが、それらを組み合わせた計画（四国島内の先行整備案）では、費用対効果が認められ、四国の新幹線整備に妥当性があることが確認されている。

(イ) フェリー航路について

愛媛県と他県をつなぐフェリー航路は、平成19年には14航路あったが、現在では8航路となっており大変厳しい状況である。愛媛県と大分県との間には3航路あり、単に2県間だけでなく、南九州と関西圏を結ぶ航路としても活用されている。

愛媛県では、平成26年度から本四架橋の高速料金が値下げされ、フェリーの利用者が減少する懸念があったため、広域航路利用促進PRキャラバン事業を実施し、旅行事業者や運送会社に対し、広域航路利用の優位性などのPRが行われた。愛媛県と大分県を結ぶ航路がまさに新国土軸構想と重なることから、その航路維持に向けて両県の連携した取組が重要である。

(ウ) 松山空港の利用促進について

松山市街から至近距離に松山空港があるが、愛媛県にとって国内外に向けた交流人口を増やす基盤として極めて重要な役割を担っている。平成25年の利用者は、LCCの就航や景気回復の影響などにより、6年振りに260万人に達した。国際線は、外交問題などにより、上海便が1～3月まで運休するなど厳しい状況である。

(エ) 高速道路のネットワークについて

愛媛県には高速道路等の未整備区間が3つある。1つは、四国八の字ネットワーク南予延伸（南予地区と高知県の間）、2つめは、四国八の字ネットワークと四国しまなみ海道との間をつなぐ箇所、3つめは、大洲－八幡浜をつなぐ箇所である。

特に、大洲－八幡浜の間は、全国的に利用客が減少するなか、利用台数が増えている豊予海峡を結ぶフェリー航路に直結することから、重要度がますます増している。

(3) 宇和島運輸株式会社

明治17年に創業し、平成26年12月で130周年を迎えた、6月には新造船あかつき丸を別府―八幡浜間に就航し、別府―八幡浜を1日6往復、臼杵―八幡浜を1日7往復運行しており、運送実績は、高速道路の割引率の減を受け回復してきている。

四国方面から、別府等の温泉地や観光地への誘客にも取り組んでおり、フェリー料金を安く設定したパック商品を販売している。高速道路網の整備を受けて、大分、宮崎と関西方面のトラックなどの運送業者にも利用を呼びかけている。近年、燃料価格が高騰しており、速度を下げたりして、燃費アップに努めているがコストアップに追いつかないことから、平成26年8月にトラックに限り燃油サーチャージを導入した。

少子化による船員不足や別府港の耐震化などを課題として捉えている。

(4) 九四オレンジフェリー株式会社

九四フェリーボートから航路を平成15年12月に引き継ぎ、臼杵―八幡浜間を1日7往復運航している。フェリーは、台風時以外は運行可能で、平成25年度の運航率は99.7%であり、安定した交通手段であると言える。今後、東九州自動車道や中九州横断道路等の整備が進めば、四国とのフェリー航路の重要性は増していくと考えられるため、環境整備が必要となる。

臼杵港の耐震化に伴い、港の位置が変わり、フェリーを利用する物流トラックの走行ルートも変更されるため、近隣住民への騒音対策を課題として捉えている。

V 旧町村部や小規模集落などの振興策について

1 小規模集落対策について

(1) 小規模集落対策の背景

本県では、平成19年度に市町村と連携して小規模集落の実態調査を行い、住民が生活道路の維持管理などの共同作業に加え、鳥獣被害や耕作放棄地の増大、交通手段の確保などに不安を持っていることや集落到住み続けたいとの要望が強いことを確認した。そこで、平成20年度には、知事を本部長として、全市町村長をメンバーとする、大分県小規模集落対策本部会議を立ち上げ、国に先駆けて県と市町村が連携して課題解決に向けた本格的な取組を始めた。

本県では、集落人口の多少に関わらず住民の半数以上が65歳以上の自治区等を小規模集落と呼んでおり、県内市町村の高齢化率50%以上の集落数は、平成20年3月末時点で10.6%であったが、平成26年3月時点では、19.2%となっており、6年間で9%近く増加している。これは、いわゆる団塊の世代が65歳に差しかかってきたことにもよるが、今後もこの状況が続いていくものと考えられる。

この間、各振興局に地域対策会議を立ち上げ、モデル地域を選定しながら、地域活動への助成制度として里のくらし支援事業により、集落機能の維持を支援してきた。平成21年度には、小規模集落応援隊の仕組みをつくり、市町村では、集落支援員や地域おこし協力隊といった国の制度を活用した。

(ア) 小規模集落応援隊

企業やNPO、ボランティア団体、同窓会などに、人手不足で困難となりつつある小規模集落の共同作業を手伝う応援隊として、県に登録してもらう。そのうえで、振興局や市町村が窓口となり集落の要望を受け付け、日程、内容を調整したうえで応援隊を派遣している。平成25年度末までに延べ381回の応援活動をマッチングしている。

(イ) 集落支援員

地域の住民等が市町村の非常勤嘱託として、市町村の職員等と連携しながら集落の巡回、状況把握などを実施し、住民と市町村の話し合いの促進や地域の取組をコーディネートする役割を担っている。

(ウ) 地域おこし協力隊

都市圏から都市住民を受け入れ、地域で生活しながら、住民と一緒にあって、様々な地域の協力活動に従事するものである。平成26年度には、県下に77名の集落支援員と38名の地域おこし協力隊員が配置されている。

(2) 小規模集落対策推進指針

小規模集落の抱える問題は、多岐に渡っており、集落の実情や特性に即して具体的に取り組んでいく必要があることから、平成23年度の大分県小規模集落対策本部会議において、小規模集落対策推進指針を策定し、県と市町村で共通の認識をもって以下のような取組を中心に、小規模集落対策を推進することを再認識した。

(ア) 地域の活力づくり

- ・集落営農組織や認定農業者など、地域の中心となる経営体の確保・育成
- ・少量・多品目の生産、出荷体制など高齢者を活用した農業の振興
- ・地域資源を活用した加工品の開発やコミュニティービジネスの立ち上げ支援
- ・集落支援員・地域おこし協力隊等の外部人材の活用促進
- ・外部から人材を確保するため移住・定住対策の充実強化

(イ) 生活環境の整備

- ・生活用水確保のための代替水源開発や維持管理が容易な施設の整備
- ・路肩の拡幅や側溝の蓋掛け、小規模な舗装補修など生活関連道路の整備
- ・コミュニティバスや乗合タクシーなど生活交通手段の確保

(ウ) 地域コミュニティーの維持（安全・安心の確保）

- ・高齢者の見守り体制の強化など地域ぐるみで支え合う仕組みづくりの推進
- ・行政、商工・福祉団体、NPO等と連携した買い物弱者対策の推進
- ・行政と多様な民間主体の協働によるまちづくりの推進

(エ) 鳥獣被害・耕作放棄地の対策

- ・防護柵の設置や鳥獣を寄せつけない集落環境対策等の集落ぐるみの取組、いわゆる「戦う集落づくり」の推進
- ・新規就農や企業参入による農地利用の促進

(オ) 集落間の連携・再編等

- ・地域課題の共有と解決に向けた地域担当職員（地域パートナー）制度の導入促進
- ・小規模集落応援隊の活用推進
- ・近隣の複数集落が連携し、広域的に集落の機能を支え合う仕組みづくりの推進
- ・小学校区等を単位としたまちづくり協議会など新しい地域コミュニティ組織づくりの推進

(3) 小規模集落対策の強化

これまでの取組と小規模集落の加速度的な増加を踏まえて、平成25年度から対策の強化を行った。小規模集落・里のくらし支援事業の対象地域を離島地域などの地理的条件の不利な地域に拡大し、県下の約3分の1がカバーされることとなった。また、補助率を従来の5分の3から4分の3に拡充し、集落の負担を軽減するとともに、補助限度額も60万円から300万円に引き上げた。支援期間についても実情に応じ2年から3年に延長した。

市町村との連携強化においても、振興局と市町村の連携をさらに強化し、支援制度の活用を働きかける。また、複数の集落が連携して小学校区や公民館管区といった生活圏を単位としたまちづくり協議会など新たな地域コミュニティ組織づくりを促進し、単独集落では解決できない課題を解決するなど、共に支え合う意識の醸成に努めている。さらに、外部人材の活用では、集落支援員や地域おこし協力隊員、地域活動に積極的な移住者などと連携し新たな視点での地域づくり活動を支援する。また、集落支援員や地域おこし協力隊の導入に至っていない市町村については、研修会などを通じて、先進的な取組を紹介し、導入の推進を図っていくこととしている。

県では、このように支援制度を充実するとともに、地域住民の生活を真っ先に守っていくべき最も身近な市町村と十分連携し、国土保全や均衡ある発展を推進する国とも連携しながら、山村、離島地域を含めた小規模集落における地域活動を支援することにより、安心と生きがいの地域づくりを推進していくこととしている。

【提 言】

I 行財政改革の取組について

本県の行財政改革については、平成25年度末に財政調整用基金残高が443億円で平成27年度末の試算でも380億円と目標の300億円を80億円も上回る見通しとなっており、財政基盤の強化に向けた取組が着実に進んでいると言える。

平成24年度からは、新たに「高度化」をキーワードとして、「行革実践力」の発揮を主眼とした「行財政高度化指針」を策定し、着実に進めていくことで、県民への行政サービスの「高度化」と行政体としての大分県庁の「高度化」に取り組んでいる。長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の最終年度である平成27年度を目前に控え、平成25年度までの取組状況及び本年度の取組について、次の観点から提言する。

1 県債残高の抑制について

平成25年度末の県債残高は、総額で1兆574億円で、前年度に対して43億円の減となり、平成18年度以来、7年ぶりに減少に転じた。臨時財政対策債除きでは、7,150億円で、前年度に対して342億円の減となった。

一方で、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される臨時財政対策債の割合は年々増加している。臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の基準財政需要額に全額算入されるとはいえ、他の財政需要を将来的に圧縮することがないよう、財政秩序の確立の観点から適正な対処が求められている。

県では、資金調達方法の多様化による調達リスクの低減、低コスト化と県債発行額の抑制に努めている。今後も国の地方財政計画や景気の動向を注視しながら、県債残高の抑制に努めるとともに、地方の財源不足を解消するため地方交付税率の見直しなどを国に求めていく必要がある。

2 職員からの政策提案の促進について

県では、県民のニーズを的確に捉え、職員一人ひとりが政策・改革の主体となり高い政策形成能力でそれらに応える「政策県庁」を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

平成16年度からは、職員一人ひとりが目指すべき視点を「大分しんけん職員運動」として提示し、職員の主体的な取組を推進し、さらに、平成19年度

からは、取組を継続し、これを基礎としながら、全員参加、組織ぐるみで常に改革に取り組む雰囲気醸成し、「県民に信頼され、職員がいきいきと誇りをもって働ける県庁」を目指し、「O I T Aチャレンジ運動」を実践している。

平成24年3月の、「大分県行財政高度化指針」を契機に、「O I T Aチャレンジ運動」をさらに進め、優秀な事例に対する表彰及び事例発表会を実施するなど職員の意識改革や業務改善の取り組みを続けているが、職場からの改善報告は多数あるものの、職員からの提案は、平成24年度8件、平成25年度11件に止まっており、必ずしも十分であるとは言えない。

「政策県庁」の実現には、常にアンテナを高く張り、職員一人ひとりが日々の業務の中から課題を見つけ出し、それらを解決していくために、政策を打ち出していくという姿勢が大切であり、これらの取組を継続するためには、アイデアを提案しやすい職場環境づくりを進める必要がある。

3 県有財産の利活用について

行財政改革を推進するなかで、高等学校の再編整備や地方振興局の再編による未利用財産が増大しており、その利活用が課題となっている。特に、学校用地は広大であり、利活用が進まないが、そもそも学校は単なる教育の場というだけでなく、地域コミュニティーの心のよりどころとなっていた側面もあり、地域振興の観点から、これらを負の遺産としないためにも、重点的な取組が求められる。

県有財産の利活用は、公用・公共用を目的とした活用が前提ではあるが、それが見込めない場合には、まちづくりの観点からも、積極的に民間活力を取り込みながら活用を進める必要がある。また、活用を検討するにあたり、所管部局任せにせず、全庁的な取組を推進する必要がある。

4 公共施設の総合的かつ計画的な管理について

(1) 公共施設の峻別について

人口減少社会を迎えた現在においては、公共施設の新設を抑制したとしても、公共施設やスペースには余剰が生じてくることになる。今後は公共施設の統廃合を通じて、公共施設の量を縮小することが重要となってくる。国や市町村が所有している施設と重複しているものや、民間と競合している施設についても、県として保有を続けるべき施設かどうかを検証する必要がある。公共施設の整備や管理・運営に充てることのできる財源は限られている。行財政改革の対象には公共施設も含まれており、財政状況に見合った公共施設

の量へと圧縮していく必要がある。

計画策定の際には、住民の生活に何が必要かという視点で機能を見つめ、施設を中心とした計画ではなく、機能を中心とした計画が求められる。

(2) 住民合意の形成について

公共施設の峻別にあたっては、住民との合意を形成する必要がある。そのためには、公共施設の現状や課題についての情報提供を拡充し、公共施設情報の共有化、すなわち可視化が重要となる。多様な住民の意見・意向の把握を十分に行うことが必要であり、受益者住民である施設利用者だけでなく、施設の利用機会の少ない負担者住民の意見・意向も把握し、反映させる仕組みをつくり上げながら進める必要がある。

II 広域的な観光・産業振興策について

魅力のある観光地を形成するには、観光地単独の取組にとどまらず、広域にまたがる観光地同士が連携・協力を図りながら、旅行者の広域観光ニーズへの対応、域内における旅行者の長期滞在・回遊性の向上促進、域内経済効果の拡大等を進めていくことが重要である。

今後も、九州観光推進機構や近隣他県との連携により、着実に進めていく必要があることから、次の観点から提言する。

1 認知度向上対策について

観光客が訪れるためには、旅行目的地としての本県の認知度の向上を図る必要がある。県では、九州観光推進機構を通じて、国内大都市圏や東アジアなど、国内外の重要市場をターゲットとした観光客誘致活動などを積極的に推進し、成果を挙げてきたところである。しかしながら、近年の著しい経済成長により、今後ターゲットとなり得るASEAN諸国等において、本県の認知度は決して高いものであるとは言えない。

こうしたなか、九州戦略会議で、九州の統一イメージが「ONSEN」となり、ロゴマークも決定されたことは、「おんせん県おおいた」の味力も満載」をキャッチフレーズに誘客に取り組んでいる本県にとっては今後のプロモーションなどにおいて追い風となると考えられ、更なる認知度向上に向けた取組が期待される。

また、愛媛県松山市においては、台湾の台北市に同じ松山という地名があり、そのことをきっかけとした交流が始まり、トップセールスや国際交流を通じて

信頼関係を構築するとともに現地での認知度を高め、誘客を進めている事例もあり、本県においても、双方向での交流人口の増加を図る取組の推進が必要である。

2 受入態勢の整備について

九州オルレは、普段の生活そのものを観光資源としている取組であり、観光地としての魅力を維持するためにも、持続して同じ環境で受け入れることが求められる。コースの管理については、地域のボランティアに支えられている面もあり、受け入れる側のおもてなしの意識を継続させるための仕組みや支援のあり方について検討する必要がある。

また、外国人観光客を受け入れるにあたり、マナーや風習の違いによるトラブルへの対応が求められている。そのためには、相手国の文化や言語を学習する機会の提供や観光案内所に外国語を話せる人を配置したり、ガイドを養成して観光案内に活かす必要があり、県内の特区ガイドを増やすためにも、育成練習の受講者数を増やしていく取組が必要である。

3 愛媛県との連携について

東九州自動車道の開通を受けて、本県が、九州の東の玄関口であるのと同様に、愛媛県では、四国の西の玄関口としてのポテンシャルが高まると考えられている。

両県は、「海で隔たれた県ではなく、海で結ばれた隣県」として、両県が持つ、多種・多様な観光資源のネットワーク化による広域観光ルートの形成など共同で誘客を図る施策に取り組むなど、これまで以上に海峡を越えた交流・連携を促進する必要がある。

Ⅲ アジアとの交流促進について

県では、海外施策の取り組むべき方向性を示す羅針盤として、平成23年5月に「大分県海外戦略」を策定し、取り組んできたが、戦略の計画期間の最終年度である平成25年度末に、計画期間の2年延長と一部その内容の見直しを行った。その見直しの内容等について、次の観点から提言する。

1 農林水産物の輸出態勢の整備について

県では、県産農林水産物の輸出を拡大するため、平成16年6月、生産者、流通関係者、行政による組織として「ブランドおおいた輸出促進協議会」を設

立し、平成18年と平成21年には、それぞれ水産部会、林業部会を発足させるなど、その体制を強化している。

農林水産物の輸出を拡大するためには、産地間連携による周年供給や共同輸送による輸送コストの低減などへの取組も求められており、県域を越えた広域連携等も視野に入れた取組を推進する必要がある。

2 国際交流団体等とのネットワークづくりについて

海外との交流を促進していくためには、友好協会や親善協会といった、国際交流団体や国際協力活動団体とのネットワークづくりが重要である。団体の中には、新たに設立されるものや、活動が停滞しているケースも見受けられるが、これらの団体の状況を把握し、活動支援や連携強化を図ることにより、交流促進の基盤づくりが進むものとする。

また、わが国の進んだ技能・技術・知識を修得する目的で一定期間、就業している外国人技能実習生についても、帰国後は習得した技能を活かし、本国で活躍するケースもあり、国においても、受入枠の拡大を検討しているところである。本県においても、数多くの実習生が幅広い分野で就業しており、これらの実習生との交流を進め、ネットワークを構築する取組が必要である。

3 海外へ就学する留学生の増加対策について

近年、日本人の海外留学生が減少傾向にあり、グローバル化が進展する世界で、グローバル人材が育たないことは、対外的な情報発信力を弱め、国際社会におけるわが国の魅力の低下につながることになる。

本県においても、平成25年度調査で、実際に留学している公立高校生は、全体のわずか0.1%に当たる31名であった。県教育委員会では、大分県海外戦略の改定を受け、平成26年5月に大分県グローバル人材育成推進会議を設置し、グローバル人材を育成する上での教育上の課題や今後の取組等について、幅広く協議・検討を行い、10月には、「大分県グローバル人材育成推進プラン」を策定し、今後3年間で取り組むべき施策を示した。

日本人の海外留学生を増やすためには、留学しやすい環境づくりとグローバル人材育成に向けた綿密な戦略を立て、実施していくことが重要であると考えることから、県教育委員会に取組の充実を求める。

IV 九州の自立に向けた交通体系の整備について

東九州自動車道の開通により、本県にとって長年の念願であった九州を循

環する高速道路ネットワークが形成されることとなる。その県内全線開通が目前に迫るなか、高速道路ネットワーク形成の強みを活かし、豊予海峡を渡るフェリー航路を活用し物流や観光面において交流の拡大を図ることが、本県の発展に寄与するものと考え、次の観点から提言する。

1 フェリー航路の利用促進について

本県の九州の東の玄関口としてのポテンシャルを高め、交流人口の拡大を図っていく上でも、本県と他の地域を結ぶフェリー航路利用促進に向けて、積極的に支援していく必要がある。特に、関西方面から東九州方面に向かうルートによっては、東九州自動車道の開通により、運転して陸路で移動するよりも、フェリーを利用した方が、時間や距離、ドライバーの安全面などにおいて、有利な場合もある。また、CO₂排出量抑制など環境面においても優れた特性を有していることから、物流産業等に積極的な利用を呼びかけていく必要がある。

また、観光面においても、フェリー航路を活用したパック商品や大分県、宮崎県内の周遊エリアの高速道路が一定期間乗り放題となる周遊ドライブパスなどの事業に取り組み一定の成果を挙げていることから、今後もフェリー航路を活用した誘客に向けた取組をさらに強化する必要がある。

2 利用環境の整備について

愛媛県では、大洲―八幡浜間の地域高規格道路整備に着手しており、開通すれば八幡浜港のアクセスが大幅に改善し、フェリー航路の利便性が高まる。

本県においても、フェリー航路の利便性を増していくためには、港と高速道路IC等との連結性を高めるアクセス道路などの交通インフラ整備を推進する必要がある。

一方、フェリーは大規模災害時などにおける避難住民、救援物資等の代替輸送機関としての機能も期待される。そのためには、港湾施設の耐震化が求められており、フェリー航路を有する港の環境整備を優先的に進めていく必要がある。

V 旧町村部や小規模集落などの振興策について

県では、高齢化・過疎化が進展し、集落機能が低下していくなか、集落で暮らし続けたいという、住民の強い思いを受け、平成20年度から、大分県小規模集落対策本部を設け、県と市町村が連携して、課題解決に向けて様々な取組を進めてきた。

個々の集落の抱える課題は多種多様に及んでおり、こうすれば地域活動は維持できるという、明確で有効な打開策はないことから、小規模集落対策は、住民ニーズを的確に把握し、きめ細かい施策を積み上げていくなかで、支援のあり方を、常に検証し、模索し続ける必要があると考え、次の観点から提言する。

1 移住者と地域との融和対策について

都市部の若い世代の地方への移住意識の高まりや、自治体の支援策拡充を受けて、U I J ターン移住者への期待が高まっている。地域を活性化させるためには、外部から人材を受け入れ、地域に対する新たな視点や価値観を持ち込むことにより課題解決が可能となる場合もあるが、移住者と受入地域側との相互認識の相違等による軋轢が生じることも懸念される。

そのためには、集落支援員や地域おこし協力隊を活用した取組はもちろんのこと、仕事、住居、生活圏情報に加え、地域が求める移住者像を明確にして発信することが、移住希望者とのミスマッチの解消につながっていくと考える。移住者と地域とが、相互理解を深め、地域振興のパートナーとなり得る環境を実現するためにも、融和対策の充実が必要である。

【終わりに】

この報告書は、大分県行財政高度化指針における取組、九州観光推進機構等による広域観光への取組、大分県海外戦略における海外施策への取組、フェリー航路などの広域交通ネットワークの現状と課題、小規模集落対策等の地域の課題解決に向けた取組等の様々なテーマについて調査研究し、提言したものである。

国においては、人口急減・超高齢化という、直面する大きな課題に対応するため、各地域が特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する「まち・ひと・しごと創生」を最重要課題として取り組むこととしており、これらの動きを的確に捉え、本県の地方創生を実現しなければならない。もとより、地方創生は、市町村と一体となって取り組むことが大事で、これまで以上に連携が必要となってくる。

県では、新たな政策課題に向け、県立美術館開館を契機とした芸術文化ゾーンの創造や東九州自動車道開通後の新たな展開及び人口減少社会を見据えた特徴ある地域づくりについての研究会などを立ち上げ、既に議論も始まっている。これらの取組により、「夢と希望のあふれる大分県づくり」に繋げていかなければならない。

また、本委員会の付託事件の1つである、「九州広域行政機構（仮称）のあり方」については、情勢の変化に伴い、中間報告以降、本委員会で調査するには至らなかった。しかしながら、この取組は、九州が一体となり、地方の立場から分権改革の流れを加速させたものであり、道州制の本格的な検討に向けた足掛かりともなり得るものである。本委員会としても、地方分権が国民的に議論されるなかで、地域の活性化と住民福祉の向上を第一とした、真の分権型社会が確立されることを切に願うものである。

以上をもって、広域行政・行財政改革特別委員会の報告とする。

平成27年3月6日

広域行政・行財政改革特別委員会

委員長	藤田	正道
副委員長	平岩	純子
委員	志村	学
委員	三浦	公
委員	玉田	輝義
委員	小野	弘利
委員	佐々木	敏夫
委員	吉岡	美智子
委員	堤	栄三

【広域行政・行財政改革特別委員会の活動状況】

1 委員会の開催実績

開催年月日	調査項目
第1回 平成25年3月28日	○委員長・副委員長の互選
第2回 平成25年6月28日	○付託事件の調査〔総務部〕 ・職員給与等の取扱いについて
第3回 平成25年9月18日	○付託事件の調査〔総務部〕 ・九州・沖縄未来創造会議について（出席委員からの報告） ・公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について ・平成24年度包括外部監査及び行政監査の結果について
第4回 平成25年10月22日	○付託事件の調査〔総務部〕 ・平成24年度「大分県行財政高度化指針」の進捗状況について ・「大分県新県有財産利活用推進計画【改訂版】（案）」について
第5回 平成25年12月11日	○付託事件の調査 ・市町村の地方交付税等について〔総務部〕 ・小規模集落対策について〔企画振興部〕
第6回 平成26年3月25日	○付託事件の調査〔企画振興部〕 ・大分県海外戦略の改定について
第7回 平成26年7月2日	○付託事件の調査〔企画振興部〕 ・広域観光への取組について
第8回 平成26年9月18日	○付託事件の調査〔総務部〕 ・「大分県行財政高度化指針」の進捗状況について ・公社等外郭団体の経営状況及び見直し方針の進捗状況について ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について ・包括外部監査及び行政監査の結果について ・九州・沖縄未来創造会議について（出席委員からの報告）
第9回 平成26年12月12日	○報告書の骨子案について
第10回 平成27年2月26日	○報告書について

2 県外事務調査の状況

調査年月日	調査先	調査項目
平成 26 年 1 月 28 日 ～ 30 日 (2 泊 3 日)	愛知県 静岡県 茨城県	○広域観光について ・中部広域観光推進協議会での広域観光の展開のための各種施策についての説明 ○行財政改革について ・静岡県での行財政改革の取組について調査 ○広域交通体系整備に伴う地域活性化について ・茨城県での高速道路開通と観光振興及び沿線地域の活性化の取組について調査
平成 26 年 8 月 18 日 ～ 19 日 (1 泊 2 日)	愛媛県	○広域交通対策について ・宇和島運輸（株）、九四オレンジフェリー（株）での現状、課題及び誘客施策について調査 ・愛媛県での四国新幹線、フェリー航路、航空路線及び高速道路ネットワークについての各種施策について調査 ○広域観光について ・愛媛県での広域観光の展開のための各種施策についての説明